

別記 要求条件

- 一 請負利益の換取し労働制限ニシテ
- 二 風呂場の新設スルコト
- 三 井戸の新設スルコト
- 四 労働中ノ日給を支給スルコト
- 五 労働者ノ共済ニシテ
- 六 最低賃金ヲ一圓半ニシテスルコト
- 七 労働中ノ休息時間ヲ全額保証スルコト
- 八 職長ノ任用權ノ公選ニシテスルコト

解決条件

- 一 労働制限及リ本旨トシ各自ノ希望ニヨリ工率ヲ請負ハシムルコトナルベシ
- 二 風呂場ヲ新設スルコト
- 三 井戸ヲ一ヶ所新設スルコト
- 四 労働中ノ日給十六、七兩日分ヲ支給スルコト
- 五 労働中ノ休息時間本月ノ労働時間ニ配シサルコト
- 六 全社ニ全額共済ニシテ支給スルコト
- 七 職長ノ任用ノ日給八圓三兩三錢ニ復旧スルコト (十月十八日)

5.1 28  
f62

無第三二六二部  
昭和四年十二月十九日

警視總監

山崎 吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
社会局長 有殿  
大阪 神奈川 府知事 殿

都築製作所労働争議ニ関スル件

(一) 工場主が賃金支拂ニシテ延期シタル為メ本月十七日  
全員十三名が罷業ス

要旨  
四十七日午後ヨリ労資折衝ノ結果 賃金支拂シ  
了レ解決ス

標記工場ニ労働争議発生シタル間ニ毎々解決シタル